

産業廃棄物処理施設設置・変更許可証

平成14年11月20日

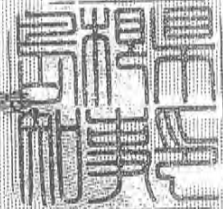
住所 浜田市原井町957番地

名称 有限会社 浜田浄化センター

代表取締役 大久保 教司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項及び第15条の2の4第1項の規定により、設置及び変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 澄田信義



許可の年月日	平成14年11月20日	許可番号	廃第28号の5
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号、設置許可） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号、設置許可） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号、変更許可） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2、変更許可） 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、 動物の死体、引火性廃油（揮発油類、灯油類、及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物を除く。）、感染性産業廃棄物		
設置場所	浜田市生湯町1892番地4		
処理能力	800kg/時 24時間稼働 19.2t/日（混合燃焼時） （廃プラスチック類専焼時3.996t/日、廃油専焼時3.79m ³ /日、その他産業廃棄物（木くず）専焼時9.56t/日）		
許可の条件	特記事項なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容に変更等があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		